

《定款抜粋》

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者ネット広島という。

(目的)

第3条 この法人は、消費者に対して、各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動事業等を行い、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法における社員とする

①正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人（一般及び学生）又は団体。

②賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

2 前項にかかわらず、必要により理事会においてその他の会員の種別並びにその入会金・会費を定めることができる。

(退会)

第9条 会員は退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは資格を喪失する。

① 死亡したとき、団体にあっては解散したとき。

② 会員が正当な理由なく会費を一年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払い意思無いものと判断して退会と決議したとき。

③ 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員を除名するときは、次の各号のいずれかに該当する場合においてその会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において出席理事の3分の2以上の議決にもとづき行う。

① この定款に違反したとき。

② この法人の目的に反する行為をしたとき。

③ この法人の名誉もしくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(総会の構成)

第18条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の開催)

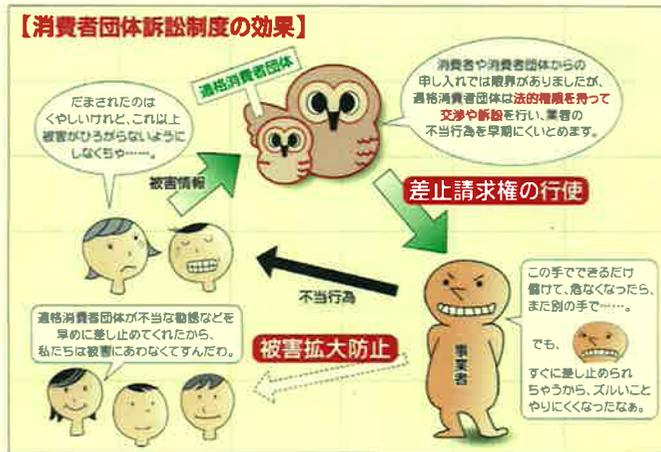
第20条 定時総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

③ 第14条第4号の規定により監事から招集があったとき。



内閣総理大臣に認定された適格消費者団体は、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為（不当な契約条項の使用や不当な勧誘）をやめさせる権利を行使できます。また景品表示法に反する事業者の不当な表示（優良誤認・有利誤認）や、特定商取引法に反する不当な行為に対しても差止請求できるようになりました。

消費者ネット広島は、近年の消費者被害の「少額・同種・多発」する契約に関するトラブルに対し、この制度を活用して被害の未然防止・拡大防止を図ります。

《年会費について》

		年会費（1口）
正会員	個人	2,000円
	(学生)	(1,000円)
賛助会員	個人	1,000円
	団体	3,000円

※消費者契約に関する公正・中立性を確保するため、公益性の高い法人や非営利組織等は正会員へ、一般企業の方には団体賛助会員への加入をお願いしています。

※年会費は毎年4月1日～翌年3月末日が対象期間です。

※次年度は毎年4月1日在籍の会員へ、総会后7月頃に請求書をお届けします。

※正会員には総会における議決権（1票）があります。

加入申込書（個人用）

私は、特定非営利活動法人 消費者ネット広島に
 個人正会員 個人賛助会員

として加入を申込みし、次の年会費を申告します。

個人正会員 1口 2,000円/年 × 口 = 円

個人賛助会員 1口 1,000円/年 × 口 = 円

記入日 年 月 日

おなまえ	印
住所	
所属・勤務先	
電話/FAX	電話 <input type="text"/> /FAX <input type="text"/>
E-mail	

※個人情報 は 当会の活動以外には使用しません。
 ※団体加入の場合はお問い合わせください。

【ご加入の手続について】

- ① 加入申込書に記入しFAXか郵送してください。
- ② 加入申込書を受け付けた後定款に基づいて承認後に振込用紙を送付します(約1ヵ月かかります)。
- ③ 入金確認後、会員証をお届けします。
(入金日が加入日となります)

《郵便振替》記号番号 01370-6-8204
 加入者名 NPO消費者ネット広島

領収書 年 月 日

様

円

但し、 年度個人（正・賛助）会費 口として
 上記 正に領収しました。

特定非営利活動法人 消費者ネット広島
 (担当者役職・名)